

資循第 293 号  
栃木県環境審議会

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 10 年栃木県条例第 37 号）の見直しに当たり、栃木県環境基本条例（平成 8 年 3 月 28 日栃木県条例第 2 号）第 24 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和 5（2023）年 10 月 4 日

栃木県知事 福 田 富 一

## 諮 問 理 由 書

本県では、土砂等の埋立て等に伴う土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって県民の生活の安全の確保と生活環境の保全を図ることを目的に、平成 11 年 4 月から栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例（平成 10 年栃木県条例第 37 号。以下「県土砂条例」という。）を施行し、土砂等の埋立て等について必要な規制を行っているところです。

今般、令和 3 年 7 月に静岡県熱海市において発生した土石流災害を踏まえ、盛土等に伴う災害の発生を防止を目的として、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。）が本年 5 月に施行されました。

県土砂条例における目的のひとつである災害の発生を防止と、盛土規制法の制定目的が重複している状況を踏まえ、県土砂条例により行ってきた規制のあり方を見直すに当たり、貴審議会の意見を求めるものです。

## 県土砂条例による規制のあり方について

### 1 栃木県土砂条例について

栃木県では、外部から搬入した土砂等により 3,000 m<sup>2</sup>以上の面積の埋立て等（埋立て・盛土・一時たい積）を行う場合、県土砂条例に基づく許可を受ける必要がある。

今回、盛土規制法及び土壌汚染対策法等との関係を整理する。

### 2 盛土規制法と県土砂条例の比較

	盛土規制法	県土砂条例	(参考)市町の状況
目的	災害の発生の防止	土壌の汚染の防止 災害の発生の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8 市町 県土砂条例の適用除外（独自条例）</li> <li>・ 17 市町 3,000 m<sup>2</sup>未満の埋立て等を規制</li> </ul>
許可対象	盛土・切土 〔一定の高さを生じるもの 一定の面積を超えるもの 等〕	外部搬入土砂等による 3,000 m <sup>2</sup> 以上の埋立て等 ※切土、同一区域内の盛土は対象外	
土壌汚染防止規制	なし	あり	

### 3 土壌汚染防止に係る規制

・外部から搬入する土砂等による土壌の汚染の防止に対応しているのは、県土砂条例のみ。

	土壌汚染対策法	栃木県生活環境の保全等に関する条例	県土砂条例
規制概要	土壌汚染の疑いがある土地の調査、汚染土壌対策	有害物質を含む汚水の地下浸透の禁止（土壌に関する規定のみ）	汚染土砂等の搬入禁止

※一部の市町土砂条例では、改良土（土砂等又は建設汚泥にセメントや石灰を混合し、化学的安定処理したもの）規制、水素イオン濃度規制及び県外土砂搬入規制などの規制を導入している。

### 4 スケジュール（案）

日程	審議会	備考
令和5年10月 令和5年11月～令和6年2月 令和6年2月	環境審議会【諮問】 部会【審議】 環境審議会【答申】	
令和6年度中 令和7年5月まで		議会上程 改正条例施行 ※盛土規制法の区域指定に併せて施行



# 1. 盛土規制法と県土砂条例

## 【参考資料②】

	宅地造成及び特定盛土等規制法 (盛土規制法・R5.5.26施行)	栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染 及び災害の発生防止に関する条例 (県土砂条例・H11.4.1施行)
<b>目的</b>	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。	土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって県民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。
<b>区域</b>	<p><b>宅地造成等工事規制区域（宅造区域）</b> 市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリア</p> <p><b>特定盛土等規制区域（特盛区域）</b> 市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）</p>	指定なし = <b>県土全域</b>
<b>許可対象</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 m超の崖を生ずる盛土</li> <li>・ 2 m超の崖を生ずる切土</li> <li>・ 500㎡超切土又は盛土 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3,000㎡以上埋立て等（県条例）</li> <li>※ 500㎡又は1,000㎡以上、下限値なし埋立て等（市町条例）</li> <li>※ 県条例適用除外市町あり</li> </ul>
<b>安全基準 (土壌汚染等)</b>	基準なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カドミウム、ヒ素等項目に応じた基準あり</li> <li>→ 搬入土砂等分析、水質検査及び地質検査</li> </ul>
<b>土砂等搬入 関係規制</b>	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂等の搬入の届出</li> <li>・ 土砂等管理台帳の作成</li> <li>・ 搬入車両への表示</li> </ul>

## 2. 盛土規制法と県土砂条例～許可対象行為の区別～

### 盛土規制法

※災害の発生するおそれがないと認められる工事は規制対象外  
 例) 盛土又は切土の厚さが30cmを超えないもの

### 県土砂条例

### 許可対象となる盛土等の規模

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが1m超 2m超の崖※を生ずるもの	②切土で高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが2m超 5m超となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超 3,000㎡超となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

### <一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

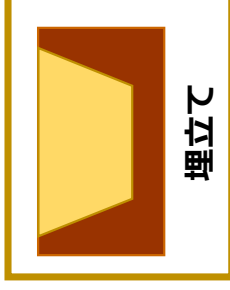
要件	⑥最大時に堆積する高さが2m超 5m超かつ面積が300㎡超 1,500㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超 3,000㎡超となるもの
イメージ図		

許可対象

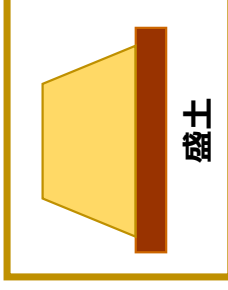
3,000㎡以上の面積

※区域外からの土砂搬入を前提

許可対象外



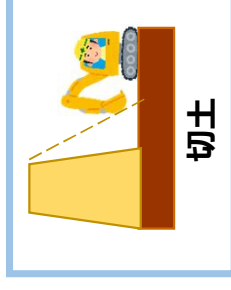
埋立て



盛土



一時的な土砂の堆積



切土